

菊陽町光の森町民センター託児事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、菊陽町光の森町民センター（以下「町民センター」という。）内の地域センター及び体育館を利用して学習活動等を行う幼児を抱えた利用者を支援するため、子どもの一時的預かり（以下「託児」という。）を実施し、学習機会の場を確保することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、菊陽町とする。ただし、町長は、事業の実施に適した社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 この託児の対象となる者は、児童福祉法第4条第1項第2号で規定する児童とし、地域センター及び体育館を学習活動等の目的に利用する菊陽町在住者の満1歳3月から小学校入学前の子ども（未就園児に限る。）とする。

(利用定員)

第4条 利用定員は、5人とする。ただし、託児を利用する児童の年齢、身体状況等を勘案し、利用日の定員を変更することができるものとする。

(利用料)

第5条 利用料は、菊陽町町民センター設置条例（昭和59年菊陽町条例第29号）別表第5に定める額とする。

(実施施設)

第6条 事業の実施施設は、光の森子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）とする。

(実施日時)

第7条 託児実施日時は、月曜日から金曜日までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、町主催事業、工事・保守点検等により子育て支援センターが使用できない場合には、託児事業は実施しないものとする。

(利用登録及び予約申込)

第8条 託児を利用する者（以下「利用者」という。）は、原則として利用予定日の属する月の1月前の月の初日から3日前までに託児登録書（別記様式第1号）に子ども医療費受給者証（菊陽町子ども医療費助成に関する条例（平成4年菊陽町条例第18号）の規定に基づき交付されるものをいう。）を添えて、子育て支援センターに直接提出し、登録をしなければならない。

2 利用者が託児を利用するに当たっては、利用予定日の3日前までに子育て支援センターに直接申し込まなければならない。

3 前項の規定により予約を受け付けた職員は、託児申込受付簿（別記様式第2号）に記録し、申込順に定員まで受け付けるものとする。

4 託児の利用は、利用者1人当たり週3回の利用を限度とする。

（職員配置）

第9条 町長又は委託を受けた社会福祉法人等は、前条の利用予約を受け付けた場合は、託児を担当する保育士及びそれに準ずる者を配置するものとする。

（利用票の提出）

第10条 利用者は、利用の際に子育て支援センターへ託児利用票（別記様式第3号）を提出して、子どもを預けなければならない。

（託児日誌）

第11条 託児担当者は、託児の状況について託児日誌（別記様式第4号）に記録しなければならない。

（引取り）

第12条 利用者は、学習活動等を終えた場合には速やかに子どもを引き取らなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。